

明石市社会的養育推進計画

(素案)

2020年(令和2年)3月
2025年(令和7年)3月(改定)

目 次

1	明石市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
2	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	2
3	明石市における総合的な子ども支援	10
4	支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組	17
5	各年度における代替養育を必要とする子ども数等の見込み	21
(1)	本市における代替養育を必要とする子どもの現状	21
(2)	代替養育を必要とする子ども数の見込み	22
(3)	里親養育を必要とする子ども数及び里親等委託率の見込み	23
(4)	今後目標とする里親等委託率	25
(5)	ショートステイ事業を利用する子どもの見込み	26
6	一時保護中の子どもの生活・支援の充実に向けた取組	27
7	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	33
(1)	児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	33
(2)	親子関係再構築に向けた取組	33
(3)	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	35
8	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	37
(1)	里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等	37
(2)	里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	42
9	社会的養育推進のための施設との連携	45
10	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	48
11	明石こどもセンターの運営（児童相談所の強化等に向けた取組）	50
	【参考】代替養育を必要とする子どもの見込みの算出方法	58
	【参考】用語集	64

1 明石市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 本計画の位置づけ

児童福祉法の理念のもと「子どもの家庭養育優先原則」を踏まえ、子どもと家庭への養育支援から里親等による代替養育までの社会的養育の推進に関する今後10年間の計画として、2020年（令和2年）3月に明石社会的養育推進計画を策定しました。この度、2022年（令和4年）の改正児童福祉法において、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容が示されたこと等を踏まえ、2025年度（令和7年度）以降の次期社会的養育推進計画を策定することとしました。現行計画で指摘されている課題や改善すべき点を抜本的に見直し、子どもの最善の利益を実現するための取組が計画的かつ速やかに進められるよう次期計画を策定します。

(2) 基本的な考え方

本計画は、以下の基本的な考え方の下に策定します。

- ①「家庭養育優先原則」、「パーマネンシー保障」を踏まえ、すべての社会的養育を必要とする子どもに対し、家庭など、一人ひとりにとって望ましい安心・安全の場を安定的かつ継続的に保障することを目指す計画とします。
- ②一人ひとりの子どもの思いに適った健やかな育ちと自立を実現できるよう、成長発達に応じた切れ目ない支援を着実に実施するための計画とします。
- ③本市の「こどもを核としたまちづくり」の理念、さらにはSDGsの理念を反映した「いつまでも　すべての人に　やさしいまちを　みんなで」の方向性を踏まえ、市と地域の関係機関・市民との適切な連携に資する計画とします。
- ④当事者である子どもの意見を踏まえ、計画を策定します。具体的には、アンケート調査、ワークショップ、一時保護所におけるこども会議において、子どもの意見を聴きます。また、計画策定後も、定期的に子どもの意見を聞く機会を設け、聴いた意見についてフィードバックをするとともに、子どもの支援に反映します。

(3) 計画期間等

2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。本計画の推進状況は毎年把握・検証し、その結果を各種支援に活かしていきます。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

（1）基本的な考え方

2022年（令和4年）6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。）において、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置付けるとともに、措置や一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらには子どもの意見表明等支援事業の創設等、子どもの権利擁護に関する拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においてはこれらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を行うことが必要であるとされました。

このような背景の中、本市ではこれまでも、各種子ども・子育て支援において「子ども目線」を大切に取り組んできました。とりわけ社会的養育の推進を主体的に担う明石こどもセンターの運営においては、①子どもに必ず会うこと、②子どもの意見を聞くこと、③子どもの立場に立つことを基本姿勢にしており、一時保護時や措置決定前等において、子どもたちが置かれた状況を理解できるよう、その理由を丁寧に説明する機会を設けることとしています。

また、一時保護児童だけでなく、在宅で養育支援を受ける子ども又は里親家庭や施設において養育される子どもたちからも意見を聞く多様な機会をつくり、適切に意見を酌み取って支援に活かしていくなど、子どもの最善の利益を実現していくため、今後もあらゆる支援の場面でこの姿勢を堅持していく方針です。

（2）現行計画の達成見込み・要因分析等

2020年（令和2年）3月に策定した当初計画において具体的な目標値は示していませんでしたが、子どもの権利擁護に係るこれまでの取組状況は下記のとおりとなっています。

① 子どもへの意見聴取等措置

○児童相談所職員による子どもへの意見聴取

一時保護時や施設入所などの措置決定や解除等において、その理由を丁寧に説明する機会を設け、措置等に対する子どもの意見や意向、今後に対する希望等の確認を必ず行うこととしています。また、内容に応じて今後の援助方針への反映、意見表明支援制度や第三者委員による調査へ繋げるなど、子どもの権利擁護に対する取り組みを強化しています。

○子どものための第三者委員会による面会の実施

2018年（平成28年）の児童福祉法改正により、児童福祉審議会（本市においては社会福祉審議会が相当）は子ども自身や家族から報告や意見聴取ができることとされたことを踏まえ、子どもの立場に立って支援の公正性を確保する観点から、2021年（令和3年）4月20日、明石市社会福祉審議会の下部組織である児童福祉専門分科会に「子どもの権利擁護部会（通称：子どものための

第三者委員会)」を新たに設置し、一時保護直後の子どもの気持ちや意見を第三者が聞き取る機会を設け、一時保護児童との面会を行なっています。

《委員数》 8名（男性4名、女性4名：法曹実務者、専門有識者など）

表1 第三者委員会による一時保護児童との面会実績（単位:回数・回、児童数:人）

年度	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
延べ面会回数	82回	124回	106回	100回
児童数	71名	84名	76名	75名

② 意見表明等支援事業

○子どもの権利ノート・意見表明用はがきの配付

施設入所・里親委託となったすべての子どもに対して、子どもの意見表明権を含む子どもの権利の内容を説明した「あんしんノート」（子どもの権利ノート）を配付し、配付時は、担当の児童心理司等が子どもに直接、わかりやすく説明しています。また、あんしんノートに児童相談所宛のはがきを添付し、措置先からでも意見表明ができるよう配慮しています。

○兵庫県弁護士会との委託契約

2021年（令和3年）10月1日より、一時保護児童、措置児童を対象にした意見表明支援の取組として兵庫県弁護士会との委託契約により、子どもが希望した場合には、外部の弁護士が子どもに面会し、意見表明支援の役割を担う「子どもの意見表明支援制度」を開始しました。

表2 子どもの意見表明支援制度の実績（単位:児童数・人）

年度	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
利用児童数	7名	17名	11名	8名

③ 子どもの権利擁護に係る環境整備

○子ども総合支援条例の制定

子どもの健やかな育ちをしっかりと応援していくことによって、「子どもを核としたまちづくり」を推進し、子どもの総合的な支援を進めていくため、2016年（平成28年）12月に「子ども総合支援条例」を制定し、2017年（平成29年）4月から施行しています。子どもの最善の利益を実現するため、有識者だけでなく、当事者となる子どもの意見を聴く機会を設け、その声を取り入れた条例となっています。

○子どもの権利擁護部会の設置

「①子どもへの意見聴取等措置」で前述のとおり「子どもの権利擁護部会

(通称：子どものための第三者委員会)」を設置し、児童本人のみならず保護者からの申し出や第三者委員の職権により一時保護決定に対する適否や処遇に関する調査を行ったり、子どもの声を聴き必要に応じてこどもセンターへ意見を通知したりするなど、子どもの権利を守るために活動が行える機関として位置付けています。

○一時保護児童等への権利擁護に関する説明

一時保護時や施設入所時等において、子どもの意見を聞く機会を設けていますが、併せて子ども自身の権利や権利擁護に関する制度について丁寧に説明を行うこととしています。

○複数の担当者制

保護した子どもや施設入所・里親委託となった子どもについては、原則として児童福祉司や児童心理司等の複数の職員を担当者として配置し、子どもの生活を支援する者、子どもの相談をじっくり聴く者など、子ども本位の役割分担をして子どものニーズに対応することとしています。

○一時保護所における子どもの意見聴取の機会の創出

明石こどもセンターでは、一時保護児童に所内の生活に関するアンケートを実施し、子どもの権利を尊重した保護所運営の参考としています。また、一時保護児童が一時保護所での生活や処遇等に関して要望や伝えたいことを職員へ届けることができる意見箱を一時保護所内に設置しています。さらに「こども会議」を定期的に開催し、保護所での生活への要望や自分の言いたいことを自由に発言できる機会を設けるなど、いつでも自身の意見を施設側に伝えることができる環境を創出しています。

(3) 資源等に関する地域の現状

改正児童福祉法において、社会的養護に係る子どもの権利擁護の様々な取組が規定されました。既に本市におきましても法改正に適応した取組を行っているところですが、児童虐待対応件数や複雑・困難ケースの増加を背景に、子どもの権利擁護に対する取組については、今後も現状にとどまらず、現行の取組を更に深化・拡充していく必要があります。特に、子どもの年齢、障害や発達等を踏まえて日頃から子どもの意思や意見を聴き逃すことがないよう、それを受け止める職員の技術の向上や、子どもの声を聴き、子どもが意見を表明する支援を行うアドボケイト（子どもの声を代弁し、権利を擁護する者）制度を含めた本市の子どもの権利擁護に関する取組について、子どもたちに周知とともに、現にその制度を利用する子どもたちの意見や要望を反映していく必要があります。

《資源の必要量等の見込》

○表3 社会的養護に関わる関係職員（明石こどもセンター、一時保護施設、里

親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
(単位:回数・回、受講者数・人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029年度末)	現在の整備状況② (2024年度末(見込))	今後整備すべき 見込み量 (①-②)
研修・啓発プログラム等の実施回数	12	8	4
上記受講者数	140	70	70

○表4 意見表明等支援制度を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合
(単位:子どもの数・人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029年度末)	現在の整備状況② (2024年度末(見込))	今後整備すべき 見込み量 (①-②)
対象となる子どもの数A※	162	147	15
利用可能な子どもの数B※	132	119	13
利用可能割合 (B/A)	81.4%	80.9%	0.5%
利用した子どもの数C	66	8	58
利用割合 C/B	50.0%	6.7%	43.3%

※対象となる子どもの数A：社会的養育環境下にある児童数（児童養護施設、乳児院、里親・ファミリーホーム、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立支援ホームの入所者数）及び一時保護児童数の総計

※利用可能な子どもの数B：上記のうち就学期以降の児童の数としていますが、今後利用対象年齢の拡大も視野に検討していきます。

★後述（5）の「評価のための指標」により取組状況の評価を行うため、下記の項目について、その確認・実施体制の整備を進めてまいります。（※具体的な整備・取組方針については、（4）「資源の整備・取組方針等」に記載）

- 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備
- 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備
- 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備
- 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

- 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

（4）資源の整備・取組方針等（具体的な整備目標）

① 子どもへの意見聴取等措置について

明石こどもセンターでは、子どもの声を聞くことを重要な基本理念の一つとして様々な支援や取り組みを行なってきました。子どもへの意見聴取については、改正児童福祉法により義務化されたことを踏まえ、引き続き一時保護時や施設入所などの措置決定や解除等の様々な場面において、職員が子どもに対してその理由などを丁寧な説明を行なっていきます。子どもへの意見聴取を行う際は、項目をあらかじめリストアップし、聞き取る内容に個人差が出ないように配慮して行い、全ての職員が統一した取り組みを行なっていくこととします。

また、直接自分の処遇に影響を及ぼす関係のある職員だけでなく、子どもの求めに応じて意見表明等支援員が子どもの意見や希望を聞く機会を広く設け、子どもの最善の利益のために、援助方針等の支援の方法・内容に活かしていきます。

② 子どもの意見表明等支援について

子どもの意見表明等支援については、これまで兵庫県弁護士会との委託契約により「子どもの意見表明支援制度」を開始し、子どもの求めに応じて弁護士を派遣してきました。今後は、声を上げられない、上げにくい子どもの意見表明への支援を強化していくため、一時保護所から児童養護施設や里親等様々な社会的養育環境下にある子どもたちの声を拾えるよう、アドボケイトによる各施設への定期訪問の拡充や電話やSNS等の多様なアクセス手段の確保に向けて一層の取組を進めていきます。

③ 子どもの権利擁護に係る環境整備

子どもの権利擁護に係る環境整備については、児童相談所をはじめ児童養護施設や里親などの施設やその関係者の理解の深度化が非常に重要なポイントとなることから、これらの関係者を対象とした子どもの権利擁護に関する研修や啓発プログラムを実施していく必要があり、今後計画的に進めていく予定です。

また、子ども自身の権利に対する理解と様々な権利擁護に関する取組への理解が不可欠であり、さらに有効な施策へと深化させていくためには、当事者である子ども自身の理解度や制度利用への満足度等の意見等を吸い上げる仕組みを構築することが必要です。後期計画では、そのための体制を構築・

整備し、子どもの意見を反映できる仕組みづくりに努めていきます。

子どもの権利擁護の取組に関してその進捗度を確認するため、下記のとおり各種体制の整備に係る取り組みを進めていきます。

○表5 社会的養護に関わる関係職員（明石こどもセンター、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数

⇒子どもの権利擁護を推進していくためには、当事者である子ども本人の理解と社会的養護に関わる施設関係職員の理解が最も重要となってくることから、必要な研修や啓発プログラムの計画的な実施に努めていきます。

«具体的な整備目標» (単位:回数・回、受講者数:人)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
実施回数	10回	10回	10回	12回	12回
受講者数 (子ども)	15人	20人	25人	30人	30人
受講者数 (職員)	80人	90人	100人	100人	110人

○表6 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び利用した子どもの割合

⇒アドボケイトの定期訪問を含めた施設へのアウトリーチ型面談の推進及び利用対象児童の理解促進に努め、利用割合の向上を図っていきます。

«具体的な整備目標» (単位:子どもの数・人)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
対象となる子どもの数A※	160	160	161	161	162
利用可能な子どもの数B※	130	130	131	131	132
利用可能割合 (B/A)	81.2%	81.2%	81.3%	81.3%	81.4%
利用した子どもの数C	13	20	35	50	66
利用割合 C/B	10.0%	15.3%	26.7%	38.1%	50.0%

○措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備

⇒一時保護児童に対する「あんしんノート（子どもの権利ノート）」等を使用した職員による丁寧な説明を継続するとともに、児童養護施設における措置児童への説明の強化を行っていきます。また、認知度や利用度、満足度を確認できるよう、一時保護所及び児童養護施設の児童を対象としたヒアリング又はアンケートを実施していきます。

- 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備
⇒子どもの権利に関する措置児童の理解度の確認についても、一時保護所及び児童養護施設の児童を対象にヒアリング又はアンケートを実施していきます。

- 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備

⇒意見表明を行った児童に対して、その都度、施設職員がヒアリングにより満足度の確認を行い、すみやかに市へ報告する体制を整えていきます。

- 児童福祉審議会（本市では、社会福祉審議会）における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

⇒本市では、社会福祉審議会の下部組織として児童福祉に係る案件を審議する「児童福祉専門分科会」を設置し、さらにその分科会の中に児童の社会的養護に関する事項を専門とする「社会的養護部会」と児童の権利擁護に関する事項を専門とする「子どもの権利擁護部会」が設置され、子どもの社会的養護や権利について審議される体制を整えています。

- 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

⇒本計画の策定にあたり、社会的養護の経験者2名の経験に基づいた意見聴取や児童養護施設や里親家庭で生活する児童へのヒアリング・アンケートを行いました。今後も、社会的養護施策の策定や事業の具体的な検討にあたり、当事者である社会的養護経験者を含めた子どもの意見を取り入れる機会を広げていきます。

（5）評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・社会的養育に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数
- ・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況）
- ・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人

の認知度・利用度・満足度

- ・措置児童を対象とした子どもの権利に関する理解度
- ・措置児童を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数
- ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリング やアンケートの実施の有無

3 明石市における総合的な子ども支援

(1) 基本的な考え方

本市は「こどもを核としたまちづくり」を掲げ、「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という理念の下、すべての子どもを対象として、その一人ひとりにしっかりと寄り添い、行政も地域も一緒になって、まちのみんなでしっかりと支えていくため、さまざまな施策を推進してきました。社会的養育もこの施策の一つであり、他の子ども・子育て支援施策と繋がりを持ちながら、さらには、SDGs の理念を反映した、「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」という「SDGs 未来安心都市・明石」の方向性とも軌を一にしながら推進していく必要があります。

2019年（平成31年）4月の明石こどもセンター（市児童相談所）の設置により、虐待の予防から地域における早期の気づき、子どもの迅速な保護・支援、家庭復帰後の地域における支援に至るまで、市が一貫して実施できる体制となりました。また、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを支援する「こども家庭センター」機能を、明石こどもセンター内に持たせる体制を整えます。そして、総合的な子ども支援により、すべての子どもが家庭のぬくもりを感じながら暮らすことができるまちづくりを目指していきます。

(2) 現行計画の達成見込み・要因分析

① 市区町村の相談体制の整備に向けた取組について

2024年度（令和6年度）からは、改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を一体的に運営し、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを支援する「こども家庭センター」機能を、明石こどもセンター内に持たせる体制を整え、十分な機能発揮に向けて母子保健部門との連携・協働を深めます。また、地域での生活を支えるため、サポートプランの作成や関係者による支援策検討臨時実務者会議を積極的に実施し、支援体制の強化を進めます。

また、明石こどもセンター職員を対象とした内部研修を実施し、児童相談所部門及び市町村部門（要保護児童対策地域協議会）を担当する職員が互いの業務の理解を深め、センター職員全体として能力向上を図ります。

さらに、ヤングケアラーの早期発見、支援についても、介護、医療、教育等の関係機関とさらに連携を深めながら取り組みます。

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた取組について

現行計画においては「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という基本理念の下に、①子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり、②安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、③

一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくりの3つの基本目標を掲げ、それに対応する各種施策を推進していくこととしています。また、地域における子ども、子育て支援の体制強化として、児童家庭支援センターを設置し、在宅の子ども・子育て家庭への支援や、施設・里親家庭からの家庭復帰支援の強化を図ることとしています。

現行計画を受けて、現在、本市では、明石こどもセンターが子ども家庭総合支援拠点となり、ショートステイ事業、養育支援訪問事業などの家庭支援事業を関係機関、地域の支援主体と連携しながら実施しています。また、児童家庭支援センターかりんを設置し、家庭へのアウトリーチ事業の実施や在宅指導措置の委託を行うことで在宅支援の強化を図っています。今後は、「こども家庭センター」機能を、明石こどもセンター内に持たせ、策定したサポートプランをもとにそれぞれの在宅家庭に最適な支援を実施できる体制を整えていきます。そして、子どもや家庭のニーズに応じて地域資源の開発をしてきます。

③ 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組について

これまで、現行計画に沿って、本市内に児童家庭支援センターかりんを設置し、アウトリーチ事業や電話相談、在宅支援や明石こどもセンターからの在宅指導措置等の委託を行ってきました。

今後も、児童家庭支援センターかりんへの家庭支援事業の委託や明石こどもセンターからの在宅指導措置の委託をすすめ、児童家庭支援センターかりんの専門性を活かした機能強化を図ります。

(3) 資源等に関する地域の現状

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた取組について（表7）

（単位：センター数・箇所、ケース数・件、実施回数・回/年）

	こども家庭センター数	サポートプラン策定体制の整備	内部研修の実施回数
資源の必要量等	1	支援サービスを利用している全ケース	6
現在の整備・取組状況等	1	40	5~6
整備すべき見込量等	0	200	6

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた取組について

○子育て短期支援事業（以下、「ショートステイ事業」とする）

保護者が育児不安や疲れ、出産、病気などの理由で一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設や里親家庭で養育保護を行う事業。泊まりで利用で

きるショートステイに加え、平日夜間や休日日中に預けられるトワイライトステイ、母子で過ごすことができる母子ショートステイを実施します。

<量の見込み>表8 ショートステイ事業 (単位:事業・人日、施設等・箇所)

	ショートステイ事業	事業委託する施設・里親・ファミリーホームの数
資源 の 必 要 量	1,600	105
現在の整備・取組状況	1,400	78
整備すべき見込量	200	27

○子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の低減を目的として、育児による大きな負担が家庭にかかる前に、子育て家庭や妊婦がいる家庭に対し訪問支援員（ヘルパー）を派遣し、日常的な家事や育児等の支援を行います。

年度によって必要な資源の見込み量の多少の増減が見込まれますが、必要量を満たすように事業を実施していきます。

○ 養育支援訪問事業

育児による大きな負担が家庭にかかる前に、訪問による支援を実施する事業で、子育て訪問相談（看護師、臨床心理士、保育士などの専門職の訪問による相談や指導）を実施する。

<量の見込み>表9 養育支援訪問事業 (単位:人)

	訪問相談人数
資源 の 必 要 量	204
現在の整備・取組状況	156
整備すべき見込量	48

○ 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通して、子どもの心身の発達に応じた情報提供、相談、助言を行います。また、保護者同士の交流をはかり、相互に悩みや不安を共有したり、情報交換ができる場を設けます。これらにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。また、措置等により分離された親子の親子関係再構築にも取り組んでいきます。

<量の見込み>表 10 親子関係形成支援事業 (単位:人)

	明石こどもセンター実施分	子育て支援課実施分
資源 の 必 要 量	16	117
現在の整備・取組状況	8	117
整備すべき見込量	8	0

対象：要保護児童世帯、要支援児童世帯（こども支援課）

子育てに悩みや不安を抱えている家庭（子育て支援課）

○ 支援策検討臨時実務者会議

要保護児童対策地域協議会（要対協）を構成する会議の一つである「支援策検討臨時実務者会議」では、事例に応じて府内外や地域の関係者が集まり、情報共有、課題を共通認識し、支援策の検討や役割分担し、在宅生活を支えるため具体的な支援につなげています。

<量の見込み>表 11 支援策検討臨時実務者会議 (単位：回)

	実施回数
資源 の 必 要 量	60
現在の整備・取組状況	25
整備すべき見込量	35

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組について(表 12)

(単位:センター数・箇所、委託件数・件)

	児童家庭支援センター数	在宅指導措置委託件数
資源 の 必 要 量	1	5
現在の整備・取組状況	1	2
整備すべき見込量	0	3

(4) 資源の整備・取組方針等

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた取組について（表13）

（単位：設置数・箇所、策定状況・件、実施回数・回）

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
こども家庭センターの設置数	1	1	1	1	1
サポートプランの策定状況 (前年度からの増減)	120 (+20)	140 (+20)	160 (+20)	180 (+20)	200 (+20)
職員研修の実施回数	6	6	6	6	6

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた取組について

○ショートステイ事業 表14

（単位：人日）

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資源 の 必 要 量	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600
年度ごとの整備目標 (前年度からの増減)	1,400 (+50)	1,450 (+50)	1,500 (+50)	1,550 (+50)	1,600 (+50)

<事業委託している施設・里親・ファミリーホーム等の数>表15 （単位：箇所）

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資源 の 必 要 量	85	90	95	100	105
年度ごとの整備目標 (前年度からの増減)	85 (+7)	90 (+5)	95 (+5)	100 (+5)	105 (+5)

○子育て世帯訪問支援事業 表 16

（単位：人）

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資源 の 必 要 量	4,466	4,458	4,463	4,469	4,448
年度ごとの整備目標	4,466	4,458	4,463	4,469	4,448
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

○養育支援訪問事業 表 17

(単位:人)

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資源 の 必 要 量	156	168	180	192	204
年度ごとの整備目標	156	168	180	192	204
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

○親子関係形成支援事業

明石こどもセンター実施分 表 18

(単位:人)

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資源 の 必 要 量	8	10	12	14	16
年度ごとの整備目標	8	10	12	14	16
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

子育て支援課実施分 表 19

(単位:人)

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資源 の 必 要 量	117	122	126	131	135
年度ごとの整備目標	117	122	126	131	135
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

○ 支援策検討臨臨時実務者会議 表 20

(単位:回)

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資源 の 必 要 量	28	36	44	52	60
年度ごとの整備目標	28	36	44	52	60
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

③ 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組 表21

(単位:センター数・箇所、委託件数・件)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
児童家庭支援センター数 (前年度からの増減)	1 (+0)	1 (+0)	1 (+0)	1 (+0)	1 (+0)
在宅指導措置委託件数 (前年度からの増減)	2 (+0)	3 (+1)	4 (+1)	5 (+1)	5 (+0)

(5) 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた取組について

- ・こども家庭センターの設置数
- ・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況
- ・要保護児童対策地域協議会における支援策検討臨時実務者会議の開催数
- ・内部研修の実施回数

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた取組について

- ・子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率
- ・ショートステイ事業を委託している施設・里親・ファミリーホーム数

③ 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組について

- ・児童家庭支援センターの設置数、在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件）

4 支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組

(1) 基本的考え方

2023年度（令和5年度）まで、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の体制を確保し、安心・安全でこやかな妊娠・出産、産後をサポートするため、母子保健部門（こども健康センター）において子育て世代包括支援センターを設置し、運営してきました。

2024年度（令和6年度）からは、改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を一体的に運営し、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを支援する「こども家庭センター」機能を、明石こどもセンター内に持たせる体制を整えました。支援を必要とする妊産婦や子育て等における課題解決のために、当事者のニーズに沿ったサポートプランを作成し活用するなど、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへの切れ目のない対応、相談支援体制の連携強化を図ります。

特定妊婦の指標としては、出産の準備をしていない妊婦、心の問題がある妊婦、経済的に困窮している妊婦などがあげられますが、妊娠期から適切な養育環境を確保するため特定妊婦等を支援することは、児童虐待発生予防の観点から重要です。こども家庭センターとして母子保健部門と児童福祉部門との連携・協働を深め、両機能の専門性を十分に發揮することで支援体制の強化を目指します。

(2) 資源等に関する地域の現状

① 妊産婦等生活援助事業の整備について

家庭生活に困難が生じている特定妊婦や出産後の母子の支援を強化するため、一時的な住まいや食事の提供、相談及び助言、関係機関との連携等まで一貫的な支援を行うことを目的として「妊産婦等生活援助事業」が創設され、2024年度（令和6年度）より施行することとなっていますが、本市においては、現在整備されていません。

② 助産施設・助産制度の体制整備と周知について

経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設は、市内に1か所設置されており、常時2名の妊婦の受入れが可能であることから、現在の利用者数に対する施設の確保はできています。

また、対象の妊婦へは、福祉部門や妊婦の全数面談を行う母子保健部門等の庁内関係部署から制度の周知を行っており、個々の必要性に応じて適切な利用に繋げています。

表 22 助産施設の利用者数 (単位：人)

年 度	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
利用者数	12	8	11	15	20

③ 母子保健と児童福祉の連携について

母子保健部門では、妊娠届出時に全ての妊婦に対して、保健師、助産師が面談を実施しています。

また、妊娠7～8か月児にも全ての妊婦を対象にアンケート調査を実施し、出産・育児についての支援を必要とする妊婦には、電話や訪問等で個別に支援を行っています。支援が必要な妊婦については、児童福祉部門と、母子保健部門間で、毎月連携会議を開催して情報共有を行っており、特定妊婦に指定した場合は要対協(要保護児童対策地域協議会)ケースとして台帳登載し、管理を行っています。

表 23 特定妊婦・要支援妊婦数等の推移 (単位：人)

年 度	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
妊娠届出数	2,646	2,598	2,615	2,555	2,650
転入妊婦数	228	211	264	243	300
妊婦面談数	2,866	2,785	2,890	2,805	2,950
特定妊婦数	26	22	15	26	20
要支援妊婦数	387	422	370	383	365

④ 母子保健事業による支援体制について

出産後は「新生児訪問事業」や「乳児家庭全戸訪問事業」により、母や子どもの心身の健康状態や養育状況を確認するとともに、産後ケア事業等のサービスを紹介し、必要なサービスに繋がるように支援しています。

また、産後ケア事業として、出産後1年未満の産婦及び乳児を対象に、助産師等の専門職が沐浴や授乳指導、母子の健康チェック、育児に関する不安や悩みの相談等を行い、母体の身体的回復と心理的な安定を促進するなどの支援を行っています。

加えて、予期しない妊娠でとまどっている人からの相談を窓口や電話等で受けしており、相談機関と連携し支援を行っています。また、市ホームページに「予期せぬ妊娠SOS相談事業」について掲載し、チラシや案内カードも設置するなど啓発を行い、安心して相談できる支援体制を整えています。

表 24 新生児訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業の推移 (単位：件)

年 度	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
新生児訪問	1,489	1,724	2,231	2,518	2,550
全 戸 訪 問	635	535	455	333	250

※2022 年度（令和 4 年度）より集計方法を変更したため、件数増加。

表 25 産後ケア事業利用者の推移 (単位：宿泊・泊、デイサービス・訪問・回)

年 度	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
宿 泊 型	108	186	161	278	270
デイサービス型	56	154	250	563	650
訪 問 型	318	371	378	450	410

（3）資源の整備・取組方針等（具体的な整備目標）

① 妊産婦等生活援助事業の整備について

次期計画見直しまでの5年間においては、既存事業（ショートステイやアウトリーチ等）を活用しながら同事業での支援についてニーズの把握に努めていきます。実施の必要性があると判断した場合は、本市内には母子生活支援施設がないため、事業の担い手の確保に取り組みます。

② 助産施設・助産制度の体制整備と周知について

今後、制度利用者数が大幅に増加するなど状況に大きな変化がみられる場合には、新たな施設の設置等を検討していきます。

また、制度の周知については、引き続き、福祉部門や母子保健部門などの府内関係部署と密に連携し、必要な妊婦の制度利用に繋げていきます。

表 26 助産施設の利用者数 (単位：人)

年 度	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
利用者数	20	20	20	20	20

③ 母子保健と児童福祉の連携について

特定妊婦や要支援妊婦に対しては、母子保健部門を中心にサポートプランを作成し、児童福祉部門と連携し支援していきます。

当事者のニーズに沿った支援方針を作成する過程で、支援対象者自身が自らの

課題を理解し円滑に支援を受けられることや、関係者が支援内容等を共有し効果的な支援を実施することなどの効果が期待されるため、積極的なサポートプランの活用を目指します。また、こども家庭センターとして母子保健と児童福祉の一体的な機能を発揮することにより、支援体制の強化に取り組みます。

表27 特定妊婦に対するサポートプラン作成計画 (単位:人)

年 度	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
特定妊婦 見込み数	20	20	20	20	20
サポートプラン 作成率	100%	100%	100%	100%	100%

表 28 要支援妊婦に対するサポートプラン作成計画 (単位:妊婦・人、作成数・件)

年 度	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
要支援妊婦 見込み数	380	380	380	380	380
サポートプラン 作成数	20	20	20	20	20

④ 母子保健事業による支援体制について

妊婦面談、妊娠期のアンケートや新生児訪問事業等により、出産や育児に不安や悩みを抱える人を早期に把握し、必要な支援につなげていくよう努めています。また産後ケア事業の充実など、安心して子育てできる体制づくりに取り組みます。

(4) 評価のための指標（具体的な評価指標）

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・助産制度の利用者数
- ・特定妊婦等に対するサポートプラン作成率及び作成数

5 各年度における代替養育を必要とする子ども数等の見込み

(1) 本市における代替養育を必要とする子どもの現状

- ① 本市の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の推移
(毎年度4月1日現在)

本市の子どものうち、さまざまな事情により家庭で暮らすことができず、乳児院、児童養護施設又は里親・ファミリーホームで暮らしている子どもは、以下の表のとおりで、2024年（令和6年）4月1日現在では62人おり、子ども人口に占める割合は、0.121%となっています。

表29 代替養育を必要とする子ども数の推移 (単位:人)

年 度	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
代替養育子ども数A	75	71	71	66	62
18歳未満人口 B	50,015	50,022	50,512	50,941	51,429
割合 C(A/B)	0.150%	0.142%	0.141%	0.130%	0.121%

※18歳未満人口は毎年度4月1日現在の住民基本台帳人口

- ② 施設・里親家庭で暮らす本市の子どもの状況(2024年(令和6年)4月1日現在)

年齢区分（3歳未満・3歳から就学前・学童期以降）別、施設種別の代替養育を必要とする子ども数及びそれら区分ごとの割合は表30及び表31のとおりです。代替養育を必要とする子どものうち、里親家庭・ファミリーホーム（F H）で暮らしている子どもの割合を里親等委託率といいますが、本市では全年齢区分計で23人の子どもが里親家庭・ファミリーホームで暮らしており、里親等委託率は37.1%となっています。

表30 代替養育を必要とする子ども数 (単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+ F H		合計	
			里親	F H		
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳～就学前	1	3	1	1	0	5
学童期以降	0	33	21	15	6	54
合計	3	36	23	17	6	62

表 31 措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	66.7%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	20.0%	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	61.1%	38.9%	27.8%	11.1%	100.0%
合計	4.8%	58.1%	37.1%	27.4%	9.7%	100.0%

(2) 代替養育を必要とする子ども数の見込み

本市のこれまでの子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合、18歳未満人口の割合を基に、代替養育を必要とする子ども数を見込みます。

各年度において、代替養育を必要とする子ども数に変動がみられることから、過去5年間の本市における代替養育を必要とする子ども数の割合の平均値(0.137%)と第3期子ども・子育て支援事業計画において見込む18歳未満人口から、計画最終年度における本市の代替養育を必要とする子ども数を73人と見込みます。

【再掲】表 29 代替養育を必要とする子ども数の推移 (単位:人)

年 度	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)
代替養育子ども数A	75	71	71	66	62
18歳未満人口 B	50,015	50,022	50,512	50,941	51,429
割合 C(A/B)	0.150%	0.142%	0.141%	0.130%	0.121%

※18歳未満人口は毎年度4月1日現在の住民基本台帳人口

表 32 代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位:人)

年 度	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
代替養育子ども数A	71	71	72	72	73
18歳未満人口 B	51,811	52,180	52,550	52,850	53,182
割合 C(A/B)	0.137%	0.137%	0.137%	0.137%	0.137%

(3) 里親養育を必要とする子ども数及び里親等委託率の見込み

① 施設入所期間に着目して望ましい措置・委託先を検討した場合

2024年（令和6年）4月1日現在、乳児院又は児童養護施設で暮らしている子どものうち、次のアからエのいずれかに該当する子どもについては、里親委託を検討すべき子どもとします。当該子どもがすべて里親委託された場合の年齢区分別・施設等種類別の分布率に基づき、里親養育を必要とする子ども数及び里親等委託率（代替養育を必要とする子どものうち、里親・ファミリーホーム（F H）に委託される子ども数の割合。以下同じ。）を推計すると、表33及び表34のとおりとなり、里親等委託率は、全年齢区分計で82.2%となります（算出過程はp58の資料1参照）。

- ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児（3歳未満の子ども）
- イ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児
- ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児
- エ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども

表33 年齢区分別・施設等種類別の子ども数の見込み (単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+ F H		合計
			里親	F H	
3歳未満	1	0	2	2	3
3歳～就学前	1	0	5	5	6
学童期以降	0	11	53	46	7
合計	2	11	60	53	73

表34 年齢区分別の里親等委託率（推計）（表33に対応）

	乳児院	児童養護 施設	里親+ F H		合計
			里親	F H	
3歳未満	33.3%	0.0%	66.7%	66.7%	0.0%
3歳～就学前	16.7%	0.0%	83.3%	83.3%	0.0%
学童期以降	0.0%	17.2%	82.8%	71.9%	10.9%
合計	2.7%	15.1%	82.2%	72.6%	9.6%
					100.0%

② 子どものケアニーズに着目して望ましい措置・委託先を検討した場合

2024年（令和6年）4月1日現在、乳児院又は児童養護施設で暮らしている子どもについて、次のアからキのいずれのケアニーズに該当するかを検討します。この場合、「キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある」に該当する子どもがすべて里親委託された場合の年齢区分別・施設等種類別の分布率に基づき、里親養育を必要とする子ど�数及び里親等委託率を推計すると表35及び表36のとおりとなり、里親等委託率は、全年齢区分計で48.0%となります（算出過程はp 60の資料2参照）。

ア 子ども自身が里親委託を望んでいないので施設でのケアが適切と考えられる

イ 発達上の支援課題（障害等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる

ウ 医療的ケア上の課題を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる

エ 心理的課題（家庭環境への拒否等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる

オ 家庭復帰を予定しているため里親委託に変更するよりは、引き続き施設でのケアが適切と考えられる

カ ア～オ以外の理由により施設でのケアが適切と考えられる

キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある

表35 年齢区分別・施設等種類別の子ど�数の見込み (単位:人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳～就学前	1	4	1	1	0	6
学童期以降	0	31	33	26	7	64
合計	3	35	35	28	7	73

表36 年齢区分別の里親等委託率（推計）（表35に対応）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	66.7%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	16.7%	66.6%	16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	48.4%	51.6%	40.6%	11.0%	100.0%
合計	4.1%	47.9%	48.0%	38.4%	9.6%	100.0%

(4) 今後目標とする里親等委託率

前述（3）のとおり、①施設入所期間に着目した場合と、②子どものケアニーズに着目した場合の2通りの考え方で、里親養育を必要とする子ど�数及び里親等委託率を見込みましたが、実際に措置・委託先を検討するに当たっては、子どもの施設入所期間も1つの検討要素となるものの、子ども一人ひとりにとって望ましい養育環境は、子どもの思い、状況、特性に応じて個別に判断されるべきであることから、②子どものケアニーズに着目した推計を指標として、今後里親家庭の確保や里親委託の推進を図っていくこととします。

ただし、就学前の時期については、愛着形成の上で特に重要な時期であり、年長児と比べ、家庭環境への拒否感を持ちづらいと考えられることから、推計上の里親等委託率に関わらず、すべての子どもを里親家庭に委託できることを目標に、また、学童期以降の子どもを含めた全年齢区分において、2020年（令和2年）の策定時に設定した里親等委託率と同等の数値を目標に設定し、里親家庭の確保・養育力の向上に力強く取り組んでいくこととします。

表 37 ケアニーズを考慮しつつ、就学前のすべての子どもを里親委託した場合の年齢区分別・施設等種類別の子ど�数の見込み
(単位：人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	0	0	3	3	0
3歳～就学前	0	0	6	6	0
学童期以降	0	19	45	38	7
合計	0	19	54	47	7
					73

表 38 年齢区分別の里親等委託率（推計）（表 37 に対応）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
3歳～就学前	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
学童期以降	0.0%	29.7%	70.3%	59.3%	11.0%
合計	0.0%	26.0%	74.0%	64.4%	9.6%
					100.0%

(5) ショートステイ事業を利用する子どもの見込み

子どもの保護者が出産、急病、仕事、育児疲れなどの理由で一時的に養育ができない場合に、里親・ファミリーホーム、乳児院又は児童養護施設で子どもを受け入れ、短期間養育する事業として、ショートステイ事業があります。ショートステイ事業は、ショートステイとトワイライトステイの2種類の受け入れ形態があり、ショートステイは宿泊を伴い、1回の利用につき原則7日以内、1年間につき28日を限度に受け入れを行い、トワイライトステイは平日の夜間、休日等に保護者が不在となる数時間受け入れを行います。

今後、里親家庭の確保等、社会的養育の体制を整備していく上で、ショートステイ事業において短期間の養育が必要となる子ども数にも留意する必要があります。

表39のとおり、ショートステイ事業の利用延日数（人日）は新型コロナウイルス感染症の影響で一時的な落ち込みはあるものの年々増加し、約70%を里親家庭で受け入れている状況です。

また、この傾向等を踏まえ、第3期子ども・子育て支援事業計画においては、計画最終年度である2029年度（令和11年度）では、利用ニーズ（量の見込み）を年間1,600人日と見込んでいます。

表39 ショートステイ事業の利用延日数 (単位：人日)

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
2歳未満	31	75	141	135	192
(うち里親)	26 (83.9%)	59 (78.7%)	108 (76.6%)	61 (45.2%)	117 (60.9%)
2歳以上	441	746	761	981	1,133
(うち里親)	312 (70.7%)	541 (72.5%)	543 (71.4%)	652 (66.5%)	782 (69.0%)
合計	472	821	902	1116	1,325
(うち里親)	338 (71.6%)	600 (73.1%)	651 (72.2%)	713 (63.9%)	899 (67.8%)

表40 ショートステイ事業の量の見込み及び確保方策 (単位：人日)

区域全市	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込み	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600
確保方策	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600

6 一時保護中の子どもの生活・支援の充実に向けた取組

(1) 基本的な考え方

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。

虐待通告を受けたときなど、一時保護を検討すべき子どもについては、速やかに必要な調査を行った上、明確な基準により躊躇なく一時保護を行うよう、引き続き取り組んでいきます。

国の動きとしましては、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、一時保護される子どもの状況に応じた個別ケアや子どもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）を定め、各自治体においても一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとなりました。また、適切な一時保護と実効ある体制等の見直しの推進を目的とする「一時保護ガイドライン」が全部改正されました（令和6年3月30日こ支虐第165号）。

本市においても、設備及び運営に関する基準条例を制定するとともに、一時保護ガイドラインを基本としながら、子どもの状況などに最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、子どもの最善の利益が図られるよう、取り組んでいきます。

(2) 現行計画の達成見込み・要因分析等

① 一時保護の体制整備

2019年（平成31年）4月の開設以来、一時保護所の総定員数を超過する一時保護は発生しておらず、2024年度（令和6年度）時点において、一時保護施設の定員の拡大や、新たな一時保護専用施設等の確保は予定していません。ただし、一時保護を行う場は、代替養育の場という性質も有することから、子どもの家庭養育優先の原則を踏まえ、乳幼児については里親等への一時保護の活用を検討できるよう、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保に努めていく必要があります。

表 41 一時保護所等定員数（単位：人）

一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の確保数（単位：箇所・組）

評価指標	2024 年度（令和 6 年度時点）
一時保護所の定員数	25 人
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の確保数	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護専用施設 0 箇所 ・里親・ファミリーホーム 16 組 ・児童養護施設等 4 箇所

一時保護所の職員は、これまで生活していた家庭や地域社会から離れて一時保護される子どもが、一時保護所において安心して生活が送れるよう、子どもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められることから、その資質の向上のための取組が不可欠です。

本市では、OJT やエルダー制度による人材育成とともに、明石こどもセンター内で実施する内部研修、隣接する西日本こども研修センターあかしや本市他部署、他自治体や関係機関等が主催する研修に参加する等し、一時保護所運営業務に役立てています。2024 年度（令和 6 年度）からは、一時保護所の管理者および指導教育担当職員について、国が定める研修の定期受講が必要となったことをうけ、受講を進めています。今後は、在職年数や正規・非正規の別に関わらず、全体的な資質の向上が図られるよう、研修及び人材育成を体系的に推進していくことが求められます。

表 42 一時保護所職員に対する研修の実施回数（単位：回）、受講者数（単位：人）

評価指標	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
実施回数	24	29	18	28	40	40
受講者数 (延べ人数)	155	100	49	133	147	150

② 一時保護における子どもの最善の利益

一時保護は、子どもの最善の利益を守るために行いますが、子どもの安全確保のみならず、権利擁護が十分に図られる必要があることに加え、子どもの安全確保に重きを置き過ぎて、子ども一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応ができるないようなことがあってはいけません。一時保護は子どもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、一時保護施設の設備及び運営基準に基づき、一時保護される子どもの状況に応じた個別ケアや子どもの権利擁護等を常に向上させるよう、推進を目指し取り組んでいます。

本市では、明石こどもセンター開設当初から、「子どもの意見を聞くこと」「こ

どもの立場に立つこと」を基本姿勢とし、特別な事情がある場合を除いて原則原籍校への通学支援に取り組んでいます。また、一時保護所内のルールについては、管理を目的とした規則は最低限に留め、子どもからの多様な希望に対しては、必要に応じて子どもと一緒に考えるなどし、可能な限り希望の実現を目指す姿勢で取り組んでいます。

表 43 一時保護児童の通学状況（通学した児童の数／延べ日数）（単位：人・日）

参考数値	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
通学した児童の数	19	24	30	42	33	40
延べ日数	252	376	572	719	915	950

（3）資源等に関する地域の現状

① 一時保護所の定員数

一時保護所の定員については、明石こどもセンター開所以来、25 人を維持しています。子ども一人ひとりの状況等を踏まえて、より良い養育環境のもと保護を行うため、必要に応じて一時保護委託の実施を選択する場合があります。

表 44 一時保護所の定員数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
一時保護所の定員数	25	25	0

② 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保

子ども一人ひとりの状況や原籍校への通学、専門的なケアの必要性等を踏まえて、子どもにとって最善の養育環境のもと一時保護ができるよう、委託一時保護が可能な里親、ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保に取り組む必要があります。特に乳幼児については、愛着形成において重要な時期であることから、子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、里親への委託を積極的に検討する必要があります。

表 45 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等の数

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
一時保護専用施設(箇所)	0	0	0
里親(世帯)	25	16	9
ファミリーホーム(箇所)	2	1	1
児童福祉施設等(箇所)	4	4	0

③ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数

本市では、OJT やエルダー制度による人材育成とともに、明石こどもセンター主催の内部研修や、西日本こども研修センターあかし、他自治体、関係機関等が主催する研修に参加する等し、一時保護所運営業務に役立てています。一時保護所の職員はシフト勤務制のため、計画的な研修の受講がしづらい等、職員の資質を均一に図る点において課題があります。

表 46 研修の実施回数等 (単位：実施回数・回、受講者数・人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
実施回数	50	40	10
受講者数	160	147	13

④ 第三者評価を実施している一時保護所数

本市における一時保護所は 1 箇所となっていますが、令和 6 年度時点において第三者評価は実施していません。国が定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準において、第三者評価の受審は自治体が条例を定めるにあたって参酌すべき基準として規定されていますが、さらなる質の向上に向け、計画的に実施していくきます。

表 47 第三者評価を実施している一時保護所数 (単位：箇所)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
第三者評価を実施している一時保護所数	1	0	1

(4) 資源の整備・取組方針等

① 一時保護所の定員数

子どもの安全の迅速な確保と適切な保護を確実に行うため、一時保護所の定員数を維持していきます。また、必要に応じて委託一時保護を選択できるよう、一時保護委託先の充実や、他機関との連携に取り組んでいきます。

表 48 一時保護所の定員数 (単位:人)

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
一時保護所の定員数	25	25	25	25	25

② 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保

子ども一人ひとりの状況や原籍校への通学、専門的なケアの必要性等を踏まえて、子どもにとって最善の養育環境のもと一時保護ができるよう、委託一時保護が可能な里親、ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保に努めます。また、ファミリーホーム等の開設や、児童養護施設等の養育環境の改善にあたっては、環境改善事業補助金の交付等により、促進を図ります。

表 49 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等の数

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
一時保護専用施設(箇所)	0	0	0	0	0
里親（世帯）	18	20	21	23	25
ファミリーホーム（箇所）	1	1	1	2	2
児童福祉施設等（箇所）	4	4	4	4	4

③ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数

一時保護所の職員全員が、子どもの権利擁護、成長発達に関する知識、個別ケアの実施方法など、子どもの支援にあたり必要な事項についての研修を受講する機会を確保し、資質の向上を図ります。また、他自治体が設置する一時保護所との情報交換会等の開催により、現状の課題等に気づき、一時保護所のさらなる質の向上を図ります。

表 50 研修の実施回数等 (単位: 実施回数・回、受講者数・人)

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
実施回数	50	50	50	50	50
受講者数（延べ人数）	160	160	160	160	160

④第三者評価を実施している一時保護所数

一時保護所における第三者評価を開始し、評価結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、子どもの立場に立った保護や質の高い支援、課題の改善等に取り組んでいきます。また、適時自己評価を行い、課題の改善や質の向上を図ります。

表 51 第三者評価を実施している一時保護所数 (単位:箇所)

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
第三者評価を実施している一時保護所数	-	1	-	-	1

(5) 評価のための指標（具体的な評価指標）

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・一時保護所の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設 等の確保数
- ・一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講数
- ・一時保護所の平均入所日数
- ・一時保護所の平均入所率

表 52 一時保護所の平均入所日数（単位・日）、平均入所率（単位：%）

評価指標	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
平均入所日数	34.3	44.2	39.0	32.7	38.8	36.0
平均入所率	23.7	35.8	28.6	31.1	31.9	32.0

7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

【現状と課題及び今後の方向性】

明石こどもセンターでは、開設以来、市町村機能と児童相談所機能の両方を持つ機関として、各職員が在宅支援と社会的養護の支援の両方を担って対応を行ってきた経緯があります。

しかしながら、社会的養護の期間が長くなったり、里親等への委託率の向上が緩やかであったりといった状況があったため、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づき、より専門的なケアを行う目的で、令和5年度より、社会的養護を専門的に対応するチームを結成しました。

そのような中で、毎年度社会的養護下にある児童の状況を組織として見直し、家庭復帰や家庭的養育への措置変更の可能性を探る取組を行っています。

現在、社会的養護下にある児童の平均措置期間については、下記の表のとおりであります。家庭復帰が難しく措置期間が長期化しているケースや、乳幼児ケースについては、重点的に里親・ファミリーホームへの措置変更を検討するほか、親族等の養育、特別養子縁組の検討を行っていきます。

表 53 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間

種別	平均措置期間
里親	2年8月
ファミリーホーム	5年1月
乳児院	1年5月
児童養護施設	5年1月

（2024年（令和6年）4月1日現在 在籍児童）

(2) 親子関係再構築に向けた取組

【現状と課題及び今後の方向性】

本市では、明石こどもセンター設置前の2011年度（平成23年度）より、子育て支援施策として、子育て家庭の子育て力の向上と孤立防止をはかり、ひいては児童虐待を予防するため、各関係機関の協力のもと子どもへの接し方を学ぶ家庭支援講座を実施してきた経緯があります。

明石こどもセンター設置後は、親子関係再構築の支援については、児童福祉司、児童心理司が中心となり、里親や施設等の関係者と協力しながら、各家庭に合わせてオーダーメード型の支援を中心として行っています。

また、明石こどもセンターは市町村機能を有しているため、在宅支援や家庭復帰後の支援にも力を注いでおり、児童心理司が中心となり、ペアレントトレーニ

ングをこちらも主にオーダーメード型で実施している状況がありますが、いずれも特定のプログラムを導入しているわけではありません。

そのような中、改正児童福祉法により、親子関係形成支援事業及び親子再統合支援事業が新たに創設され、さらに親子関係に係る支援体制の充実が図られました。

このようなことから、明石こどもセンターにおいても、親子関係支援の中心となる児童福祉司、児童心理司が民間のノウハウを学び、ファシリテーターとしての資格を得ることで、各担当者だけでなく、組織として各家庭を支援する体制を構築していきます。

なお、子育て支援施策として、子どもとのかかわり方や、子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通して、子どもの心身の発達に応じた情報提供、相談、助言を行っていきます。

【参考】

表 54 家庭支援講座実施実績 (単位:回数・回、人数・人)

年 度	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
実施回数	1	中止	3	7	1	3
延参加人数	8	中止	3	26	1	5

- ・2019 年度（令和元年度）途中から 2020 年度（令和 2 年度）については、新型コロナウィルス感染症のため、講座中止となる。
- ・2021 年度（令和 3 年度）から、集団実施はせず、個別対応で実施。

表 55 親子関係形成支援事業

明石こどもセンター実施分 (単位:人)

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資 源 の 必 要 量	8	10	12	14	16
年度ごとの整備目標	8	10	12	14	16
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

対象：要保護児童世帯、要支援児童世帯

表 56 親子関係形成支援事業

子育て支援課実施分

(単位:人)

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資 源 の 必 要 量	117	122	126	131	135
年度ごとの整備目標	117	122	126	131	135
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

対象：子育てに悩みや不安を抱えている家庭

表 57 親子再統合支援事業実施計画

(単位:ファシリテーター数・人)

年 度	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
ファシリテーター数	2	2	4	4	4
対象家庭	2	2	4	4	4

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

① 基本的な考え方

特別養子縁組は、実家庭で養育できない子どもや、家庭復帰に努力しても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもにとって、永続的に家庭養育を保証する有力・有効な選択肢であり、対象となる子どもへの支援として優先的に検討します。

② 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画において、具体的な数値目標は設定していません。

③ 資源等に関する地域の現状

兵庫県（神戸市を除く。）及び本市における特別養子縁組の年度別成立状況は表のとおりとなっています。

表 58 特別養子縁組の年度別成立件数

(単位:人)

年 度	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
兵庫県	13	11	11	4	1
明石市	1	1	1	1	1

特別養子縁組を必要とする子どもを把握する取組として、出産後の養育に強い不安を感じる妊婦、いわゆる特定妊婦については、要保護児童対策地域協議会の

枠組みで医療機関や子育て支援センターと明石こどもセンターが連携して対応し、出産後の養育が困難な場合は、社会的養護を検討することとしています。

また、代替養育を受けている子どもについて、今後も保護者による養育が困難な状況で、保護者が特別養子縁組することに同意した場合は、将来的な特別養子縁組を見据え、養子縁組里親として登録している方への里親委託を検討することとしています。

養子縁組は、児童相談所のほか、民間の養子縁組あっせん機関があっせんする場合があります。本市所管の養子縁組民間あっせん機関はありませんが、県内で長年養子縁組推進の活動をしている公益社団法人家庭養護促進協会（神戸市）の「愛の手運動」と連携し、子どもと養親をつなぐ機会を拡げています。

家庭養護促進協会による特別養子縁組の相談件数（明石市民からの相談件数）は、年間5件未満で推移しています。

特別養子縁組の対象になりうる子どもについては、養子縁組を希望する養育里親とのマッチングを、段階を踏んで丁寧に進め、養親候補者に対する法的手続きにかかる支援を明石こどもセンターが行うこととしています。また、本市では、市内に居住する里親である養子縁組希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の全部又は一部を助成する制度（明石市里親養親希望者手数料負担軽減事業）を設け、養子縁組の促進に努めています。

④ 資源の整備・取組方針等 ※具体的な整備目標

特別養子縁組の成立件数（あっせん機関を通じた特別養子縁組も含む）をモニターし、特別養子縁組を積極的に推進します。行政規模を勘案し、本市における成立件数については具体的な数値目標は設けません。

特別養子縁組の普及啓発に積極的に取り組み、家庭養護促進協会の特別養子縁組等の相談件数（明石市民）につき、2029年（令和11年）までに年間10件以上を目指します。

特別養子縁組に関する知識や支援技術を高めるため、職員の研修参加を推進し、2029年（令和11年）までに年間1人以上の派遣を目指します。

⑤ 評価のための指標 ※具体的な評価指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・特別養子縁組の成立件数（明石こどもセンターを通じた特別養子縁組の成立件数、民間あっせん団体を通じた特別養子縁組の成立件数も含む）
- ・特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

① 基本的な考え方

本市は「あかし里親 100%プロジェクト」を掲げ、2017年（平成29年）から全28小学校区に里親家庭があること、就学前の代替養育を必要とする子どもが里親家庭で暮らすことができる体制を目指し取り組んできました。

全小学校区に里親家庭があることは、ショートステイ事業を利用する子どもも含め、里親家庭で養育される子どもが、それまでと同じ学校に通い、同じ友達と遊ぶなど、できるだけ同じ生活ができる環境をつくることを目指すものです。

特に、就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る大切な時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要となります。里親が必要とするすべての子どもが里親家庭で養育できるよう、数の確保を図ることはもちろん、障害や発達上の特性を有する子どもであっても、地域の家庭で暮らすことができるよう、里親の養育力の向上を図るとともに、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築していきます。

また、里親と子どもの丁寧なマッチング、子どもの支援方針を検討する際の里親の参画、里親委託後のきめ細かな支援を行うことにより、不調ゼロを目指していきます。

② 現行計画の達成見込み・要因分析等

里親家庭数は、表59にあるとおり2024年度（令和6年度）末時点で約50%増を見込んでおり、里親についての広報及びリクルート活動の結果がでたことを表しています。

表59 里親家庭数 (単位:組)

	2019年度① (R1)	2024年度② (R6)(見込)	②-①
養育里親	40	82	42
専門里親 (含む FH)	1	2	1
親族里親	2	5	3
計	43	89	46

※養子縁組里親は養育里親に含む

それを踏まえ、現行計画策定時に設定した里親等委託率については、「あかし里親 100%プロジェクト」を掲げた里親数の確保及び支援を進めてきた結果、概ね目標を達成しています。

表 60 3歳未満の乳児における必要里親家庭数及び里親等委託率

	2019 年度 (R1)	2024 年度 ①(R6) (現計画)	2024 年度 ②(R6) (見込)	②-①
代替養育を必要とする子ども数①(人)	7	7	3	▲4
里親を必要とする子ども数②(人)	7	7	3	▲4
登録里親数③(組)	4	8	4	▲4
受託率④	20.0%	35.0%	25.0%	▲10.0%
受託里親数⑤(組)	1	3	1	▲2
受け入れ子ども数⑥(人)	1	4	1	▲3
里親等委託率⑦	14.3%	57.1%	33.3%	▲23.8%

※2019 年度（令和元年度）及び 2024 年度（令和6 年度）①（現計画）⑥については⑤×1.3 人で算出

表 61 3歳～就学前の幼児における必要里親家庭数及び里親等委託率

	2019 年度 (R1)	2024 年度 ①(R6) (現計画)	2024 年度 ②(R6) (見込)	②-①
代替養育を必要とする子ども数①(人)	20	20	5	▲15
里親を必要とする子ども数②(人)	20	20	5	▲15
登録里親数③(組)	13	22	7	▲15
受託率④	20.0%	35.0%	14.2%	▲20.8%
受託里親数⑤(組)	3	8	1	▲7
受け入れ子ども数⑥(人)	4	10	1	▲9
里親等委託率⑦	20.0%	50.0%	20.0%	▲30.0%

※2019 年度（令和元年度）及び 2024 年度（令和6 年度）①（現計画）⑥については⑤×1.3 人で算出

表 62 学童期以降における必要里親家庭数及び里親等委託率

	2019 年度 (R1)	2024 年度 ① (R6) (現計画)	2024 年度 ② (R6) (見込)	②-①
代替養育を必要とする子ども数①(人)	66	66	54	▲12
里親を必要とする子ども数②(人)	41	41	21	▲20
登録里親数③(組)	26	45	78	33

受託率④	20.0%	35.0%	27.0%	▲8.0%
受託里親数⑤(組)	5	16	21	5
受け入れ子ども数⑥(人)	7	20	21	1
里親等委託率⑦	10.6%	30.3%	38.9%	8.6%

※2019年度（令和元年度）及び2024年度（令和6年度）①（現計画）⑥については⑤×1.3人で算出

表63 全年齢における必要里親家庭数及び里親等委託率

	2019年度 (R1)	2024年度 ①(R6) (現計画)	2024年度 ②(R6) (見込)	②-①
代替養育を必要とする子ども数①(人)	93	93	62	▲31
里親を必要とする子ども数②(人)	68	68	23	▲39
登録里親数③(組)	43	75	89	14
受託率④	20.0%	35.0%	25.8%	▲9.2%
受託里親数⑤(組)	9	27	23	▲4
受け入れ子ども数⑥(人)	12	34	23	▲11
里親等委託率⑦	12.9%	36.6%	37.1%	0.5%

※2019年度（令和元年度）及び2024年度（令和6年度）①（現計画）⑥については⑤×1.3人で算出

③ 資源等に関する地域の現状

(1) 里親等委託率、登録率、稼働率

表64 里親等委託率

	2024年度 (R6) (見込)	2029年度 (R11) (現行)	2029年度 (R11) (改定)	(内訳)		
				3歳未満	3歳～就学前	学童期以降
代替養育を必要とする子ども数①(人)	62	93	73	3	6	64
里親を必要とする子ども数②(人)	23	68	54	3	6	45
登録里親数③(組)	89	105	139	6	11	122
受託率④	25.8%	50.0%	38.8%	50.0%	54.5%	36.9%
受託里親数⑤(組)	23	54	54	3	6	45
受け入れ子ども数⑥(人)	23	68	54	3	6	45
里親等委託率⑦	37.1%	73.1%	74.0%	100.0%	100.0%	70.3%

※2029年度（令和11年度）（現行）⑥については⑤×1.3人で算出

表 65 年度ごとの里親等委託率

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
3 歳未満	33.3%	33.3%	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%
3 歳～就学前	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	83.3%	100.0%
学童期以降	38.9%	44.6%	51.7%	58.3%	64.5%	70.3%
全体	37.1%	43.8%	53.0%	60.3%	67.6%	74.0%

表 66 登録率

里親登録数 × 平均受託児童数 + FH の定員数(A)乳児院・児童養護施設の入所児童数 + 里親・FHへの委託児童数(B)

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
(A)(人)	95	104	115	125	142	151
(B)(人)	62	71	71	72	72	73
登録率	1.53	1.46	1.62	1.74	1.97	2.07

表 67 稼働率

里親・FHへの委託児童数(C)里親登録数 × 平均受託児童数 + FH 定員数(D)

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
(C)(人)	23	28	35	41	48	54
(D)(人)	95	104	115	125	142	151
稼働率	0.24	0.27	0.30	0.33	0.34	0.36

(2)里親登録数(表 68)

(単位:組)

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
養育里親	52	58	63	69	76	81
専門里親	2	3	3	3	3	4
養子縁組里親	30	33	37	41	44	48
親族里親	5	5	6	6	6	6
計	89	99	109	119	129	139

(3) ファミリーホーム数 (表 69) (単位:箇所)

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
設置数	1	1	1	1	2	2

(4) 里親登録にかかる社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護部会の開催 (表 70) (単位:回)

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
開催数	3	3	3	3	3	3

④ 資源の整備・取組方針等

- 「②現行計画の達成見込み・要因分析等」で示した実績において、現行計画の目標は概ね達成していること、そして代替的養育を必要とする子ども数の見込みから「③資源等に関する地域の現状」を算出しました。
- 里親数は一定確保できているが、「あかし里親 100%プロジェクト」を掲げ、全 28 小学校区に里親を配置できるようリクルート活動等を継続して実施しています。
- また、さらなる推進のため専門家によるアドバイスを受ける等、効果的・効率的なリクルート活動を行い、プロジェクトの目標達成に向けて進めています。
- ただし、里親登録数は増えているが稼働率が低くなることが見込まれます。
- 理由としては、ショートステイを専門とする養育里親の希望の増加、代替的養育が必要な子ども数及びケアニーズを考慮した場合の里親委託数の見込みが減少したことによります。
- 一方で、長期養育をする里親としての稼働率は低くはなるが、ショートステイ事業の受入先として稼働することが見込まれます。
- 今後は、長期養育が可能な里親のリクルート、もしくは長期養育への移行がしやすいような環境を整え、稼働率を上げていくことが課題となります。

⑤ 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- 3 歳未満、3 歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録数、新規里親登録数、里親委託数、委託子ども数
- ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託子ども数
- 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年に 1 度でも委託のあった里親数）

- ・里親登録（認定）にかかる社会福祉審議会の開催件数

（2）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

① 基本的な考え方

明石こどもセンターは、中核市が設置する児童相談所として、関係機関や地域と直接顔の見える関係で連携し、それぞれの子どもと子育て家庭の状況に応じて、より早く、適切な支援を行いやすい体制となっています。そのメリットを活かし、明石こどもセンターがフォースタリング機関として主体的に里親関係業務を担い、子どもと里親家庭に対するきめ細かい支援を展開してきました。また、2020年度（令和2年度）には児童家庭支援センターが市内に設置され相談体制の充実が図られました。

一方で、こども家庭庁より児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後の支援までの一貫した里親等支援の実施が求められています。本市として、現行の実施体制で概ね対応できていることから、里親支援センターにかかる資源（人材、財源）の研究を進めて、総合的に検討を進めていきます。

② 現行計画の達成見込み・要因分析等

中核市が設置する児童相談所として、関係機関や地域と直接顔が見える関係で連携をし、子どもと里親家庭の支援を展開してきました。また、関係機関とは適切な役割分担と連携の下にフォースタリング業務を展開し、「あかし里親推進連絡会議」を実施し、その点検とあり方を検討してきました。そのような状況下で、現行計画に掲げていた次の業務は概ね実施できました。

- 里親のリクルート及びアセスメント
- 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
- 子どもと里親家庭のマッチング
- 里親養育への支援
- 委託解除後の子供と里親家庭の支援

③ 資源等に関する地域の現状

表71 里親支援センターの設置数 (単位:箇所)

年度	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
設置数	0	-	-	-	-	-

表72 民間フォースタリング機関の設置数 (単位:箇所)

年度	2024年度 (R6)(見込)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
設置数	0	-	-	-	-	-

表73 明石こどもセンターにおける里親等支援体制の整備 (単位:箇所)

年度	2024年度 (R6)(見込)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
設置数	1	1	1	1	1	1

表74 里親を支援するための研修（必須研修を除く）の実施回数及び受講者数

(単位:回数・回、受講者数・人)

年度	2024年度 (R6)(見込)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
回数	3	3	3	4	4	4
受講者数	30	30	30	40	40	40

表75 里親を支援するための里親子応援会議の開催回数 (単位:回)

年度	2024年度 (R6)(見込)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
回数	2	5	6	6	7	7

④ 資源の整備・取組方針等

- 明石こどもセンターがフォースタリング機関として主体的に里親関係業務を担っています。そして、あかし里親センター（委託事業）と連携しながら里親等支援業務を行っているため、里親支援センター及び民間フォースタリング機関の設置については総合的に検討していきます。
- また、里親等支援体制については、明石こどもセンター設立時から「さとおや課」という里親支援を専属におこなう担当を設置しているため、引き続き「さとおや課」を中心に、関係機関と連携をしながら支援を行っていきます。
- 里親を支援するための研修（必須研修を除く）として、未委託里親への研修及びテーマ別研修会を実施していく。
- 受講することにより、安心して受託できる準備ができ、また、養育をしていくうえでの不安を取り除くことができることを目的とします。
- また、委託開始時等に開催している里親子応援会議について、今後は里親活動をしていく中で、子どもへの対応が困難な場面において、関係機関と連携して

支援していくための開催についても積極的に検討していきます。

⑤ 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・里親支援センターの設置数、民間への委託数
- ・民間フォースタлинг機関の設置数
- ・基礎研修、登録前研修、更新研修等の必須研修以外の研修の実施回数及び受講者数
- ・里親子応援会議の開催回数

9 社会的養育推進のための施設との連携

(1) 基本的な考え方

現在、市内には、社会的養育に関する施設として、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（県立）及び児童自立支援施設（県立）が設置されています。今後も、社会的養育を必要とする子ども一人ひとりにとって望ましい養育を確保していくため、これらの市内の施設に加え、兵庫県、神戸市等と調整の上、市外の施設とも連携していきます。

市が所管する施設として、明石乳児院と児童養護施設カーサ汐彩がありますが、各施設には、本市の子どもだけでなく、市外の子どもも多数暮らしています。したがって、今後、家庭養育の推進に伴って、各施設でどれくらいの子どもを受け入れていくか、どのような機能を発揮していくかといった施設の今後の在り方にについては、本市単独ではなく、広域的に捉え、検討していく必要があります。このため、市内の施設については、兵庫県が策定する兵庫県社会的養育推進計画における県内全体（神戸市を除く。）の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の計画を十分に踏まえて対応していきます。

また、「8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」で示したように、フォースタлинク業務の各段階で、専門性を有する施設と連携し、家庭養育を推進していきます。

(2) 現行計画の達成見込み・要因分析等

計画当初の 2019 年度（令和元年度）から里親支援専門相談員が明石乳児院と児童養護施設カーサ汐彩に各 1 名配置され、里親家庭への支援などを担っています。カーサ汐彩については 2023 年度（令和 5 年度）から 2 名配置とするなど、里親家庭の増加に伴い、より役割が増しています。

施設の多機能化として、2020 年度（令和 2 年度）に児童養護施設カーサ汐彩に併設する形で児童家庭支援センターかりんが設置されました。24 時間の子育て相談ダイヤル・こども相談ダイヤルやアウトリーチなど、施設の専門性を活かした支援を担っています。

ショートステイ事業においては明石乳児院とカーサ汐彩が大きな役割を果たしています。2023 年度（令和 5 年度）に開設した自立援助ホームフレスタ明石もショートステイ事業を受託しており、利用者数が増加する中で、ショートステイを専門とする養育里親等を含めた委託先は年々充実してきています。

(3) 資源等に関する地域の現状

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
現時点で市内に小規模かつ地域分散化した施設はありません。
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支

援担当職員等)の加配施設数、加配職員数

児童養護施設カーサ汐彩に、家庭支援専門相談員が2名、心理療法担当職員1名配置されています。

- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
7の一部再掲
- ・一時保護専用施設の整備施設数
6の一部再掲
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
3の一部再掲
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施施設数
8の一部再掲
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
4の一部再掲
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）
3の一部再掲

（4）資源の整備・取組方針等（具体的な整備目標）

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

児童養護施設カーサ汐彩においては、2029年度(令和11年度)までに地域小規模児童養護施設を設置することを目指します。明石乳児院については、今後も入所児童の大半が市外からの措置となることが見込まれるため、広域的な利用状況を踏まえて、高機能化及び多機能化の検討を進めていきます。

- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
現状の配置数を基本としながら、入所児童の状況に応じて必要な専門職が配置されるよう、体制の充実を図っていきます。
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
7の一部再掲
- ・一時保護専用施設の整備施設数
6の一部再掲

- ・児童家庭支援センターの設置施設数
3の一部再掲
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施施設数
8の一部再掲
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
4の一部再掲
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）
3の一部再掲

（5）評価のための指標

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
7の一部再掲
- ・一時保護専用施設の整備施設数
6の一部再掲
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
3の一部再掲
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施施設数
8の一部再掲
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
4の一部再掲
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）
3の一部

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 基本的考え方

社会的養育を受ける子どもが、自分自身で将来進む道を決定し、自立していくため、心理的なケア、自立に必要な情報の提供、社会生活に関する支援を、本人の状況に応じて行う必要があります。そのため、施設や里親家庭に向けて、明石こどもセンターや支援機関が積極的に自立支援についての情報提供等を行うことが重要です。

また、2022年（令和4年）改正児童福祉法により、年齢要件の弾力化が行われていることを鑑み、一度社会的養護から離れた方も対象に加えていくなど、支援を必要とする方に幅広く支援を展開させていく必要があります。

(2) 現状と課題

明石こどもセンター開所後、2020年（令和2年）に女子を対象とした自立援助ホーム、2023年（令和5年）に男子を対象とした自立援助ホームが開設されるなど、男女とも年長の子ども受け入れ態勢が整いつつある状態です。

そして、毎年度、社会的養護を離れる方が増えつつあるなかで、社会的養護経験者等が相互の交流や必要な情報の提供、関係機関との連絡調整等を担う社会的養護自立支援拠点事業の担い手を開拓していく必要があります。

(3) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

- ① 明石こどもセンター開所後、18歳を迎えた方及び、18歳を迎えた年度末を超えて、措置延長された方の人数については、表76のとおりです。

表76 社会的養護継続中に18歳を迎えた方の状況 (単位:人)

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)	合計
18歳到達	5	6	5	2	7	5	30
措置延長	3	1	2	1	5	2	14

- ② 後期計画中に18歳を迎える方及び措置延長を必要とする方の見込みは以下のとおりです。

表77 社会的養護継続中に18歳を迎える方の見込み (単位:人)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	合計
18歳到達	4	3	1	3	4	15
措置延長	2	1	1	3	2	9

③実情把握

社会的養育経験者等の実情把握については、施設職員、里親等との連携のもと、電話やメール、SNS等の手段により行なっていきます。

また、社会的養護自立支援拠点事業の担い手が開拓できるまでの間は、明石こどもセンターが核となり、相談に応じることとし、窓口についてホームページ等で周知を図っていきます。

（4）社会的養護経験者等の自立に向けた取組

前述（2）の現状と課題でも触れたとおり、現在、I型の児童自立生活援助事業を担う施設として、市内に男女1か所ずつ自立援助ホームが存在します。

しかしながら、2022年（令和4年）改正児童福祉法により年齢要件等の弾力化が行われる等、今後ますます事業の需要が高まっていくものと想定されます。

そのため、II型、III型の児童自立生活援助事業の担い手としての、児童養護施設、里親・ファミリーホーム等との連携、協議のもと、支援を必要とする方が事業を受けられるよう取り組んでいきます。

また、社会的養護経験者等への支援にあたり、中心的な役割を担う社会的養護自立支援拠点事業や、関係機関によって組織される社会的養護自立支援協議会の設置についても、実施に向けて前向きに検討することとして、先行自治体への調査や事業の担い手候補等との協議を行なっていきます。

（5）評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

① 計画最終年度における児童自立生活援助事業の実施個所数（表78）

（単位：実施個所数：箇所、（）内・人）

	男性	女性
I型	1(6)	1(6)
II型	—	—
III型	—	—

※支援を必要とする方が支援を受けられるよう、実情に応じて提供します。

② 社会的養護自立支援拠点事業の整備個所数

計画期間中に1か所の整備を目指します。

③ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

計画期間中に社会的養護自立支援拠点を中心として、組織できるよう努めます。

11 明石こどもセンターの運営（児童相談所の強化等に向けた取組）

（1）基本的な考え方

明石こどもセンターは、2019年（平成31年）4月の開設以来、市町村業務としての子どもに関する相談や要支援・要保護児童に対する支援業務を担うとともに、児童相談所業務としての子どもに対する専門的な支援業務を一体的に担い、本市の子ども支援の中核機関として、総合的かつ迅速・最適な支援を行っています。

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数や複雑・困難ケースの増加を背景に、2022年（令和4年）12月、国は「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、市町村及び児童相談所の体制強化や専門性強化を進めていくこととしました。

これを踏まえ、本市では、児童相談所を設置する市民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たすため、児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師などの専門性の高い職員の配置を継続していくとともに、こども家庭ソーシャルワーカーをはじめとする専門性の高い資格取得を促進するため、研修の受講を計画的に進めるなど職員の支援技術と専門性の向上を図っていきます。また、家庭養育の推進に関しては、「さとおや課」が関連業務を専ら担い、里親を増やす取組から、里親家庭への支援まで、重点的かつきめ細かく対応するなど児童相談所としての機能性と専門性の強化に引き続き取り組んでいきます。

（2）現行計画の達成見込み・要因分析等

2020年（令和2年）3月に策定した当初計画において具体的な目標値は示しておりませんでしたが、後記（5）に示す評価のための指標に係る現況値は下記のとおりとなっています。

表79 ① 専門職員の配置状況等 （単位：人）※各年度4月1日時点

評価指標	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
明石こどもセンターの管轄人口	299,021	303,459	304,108	305,131	306,091
児童福祉司等配置数※ 1	23	22	23	27	35
児童心理司の配置数	8	8	11	11	10
児童福祉司スバ°-ハ"イサ"- (SV) の配置	5	7	6	4	3
医師の配置数	1	1	1	1	2
(うち常勤)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)

(うち非常勤)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
保健師の配置数	7	6	6	7	6
弁護士職員の配置数	3	3	2	2	2

※1：児童福祉司等配置数：児童相談所における児童福祉司及びこども家庭センターに配置され児童福祉司と同様の支援を行う（児童福祉司として任用可能な）職員の配置総数

※2：上記人数に育休・休職者は含まない（児童福祉司：1名、児童心理司：1名）

- 2019年（平成31年）4月の開設以来、市町村子ども家庭総合支援拠点⁷としての機能と児童相談所としての機能を一体的に行う機関として、両機能を十分に発揮し、一人ひとりの子どもに寄り添った支援を行う観点から、児童福祉司等の専門職について国基準を上回る職員を配置してきました。2024年度（令和6年度）からこども家庭センターの機能を有した施設として更に体制を強化し、市町村機能と児童相談所機能を兼ね備えた児童相談所として、職員の配置の拡充により、総合的な支援を行っていく方針です。
- 常勤弁護士の複数配置、医師の常駐化により、法的見地や医療的見地から常に専門的視点の入ったアセスメントとケースワークを実施し、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えています。引き続き常勤弁護士の複数配置と医師の常駐化を維持していく方針です。
- 明石こどもセンター内に「さとおや課」を設置し、関係機関と連携しつつ、一連のフォースタッキング業務を担い、里親家庭が子どもを受け入れる際は、里親と支援に当たる関係機関が子どもへの支援方針を協議する「里親子応援会議」を開催するなど、きめ細かい支援を行っていますが、今後の里親家庭の増加に伴って、支援の質の確保を図っていく必要があります。

表80 ② 明石こどもセンター(相談所部門)の第三者評価・研修の受講状況

※各年度3月31日時点

評価指標	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
第三者評価実施施設数 (箇所)	0	0	0	0	0
児童福祉司任用後研修 (人)	4	2	6	7	13
こども家庭リーシャルワーカー養成研修（人）	—	—	—	—	0
専門職採用者数 (人)	11	6	9	7	3

- 職員には一定の経験のある職員を配置していますが、最新の知識を持ち、子どもの声を聞き取り、子ども一人ひとりに寄り添った支援をするケースワーク力や、地域の関係機関をコーディネートして、子どもと家庭を支援していくソーシャルワーク力が求められることから、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得が重要となります。しかしながら、同資格の養成研修の受講に相当の時間を要することから、将来を見据えた計画的な研修の受講を進めていく必要があります。

(3) 資源等に関する地域の現状

出生率の低下により全国的に人口が減少していく中、本市における人口は、「こどもを核としたまちづくり」の推進により子育て世代を中心に増加しています。全国的にも児童虐待対応件数は増加傾向にあることから、児童福祉司等の専門職員の必要配置数も徐々に増えているものと思われます。明石こどもセンターにおける児童福祉司や児童心理司、弁護士などの専門職の配置については、開設以来、積極的な有資格者の採用や人材育成により適正な配置を行ってきました。

また、本市では、以前から市町村機能と児童相談所機能を兼ね備えた明石こどもセンターと妊産婦や子育て世帯への支援部門との連携体制を整えていましたが、これを「こども家庭センター」として位置付け、切れ目のない一体的な支援体制の更なる拡充に努めています。

こども家庭センターには児童福祉司に相当する職員を積極的に配置し、市町村業務における支援と児童相談所業務における支援が円滑に行えるよう国の配置標準を踏まえながら必要な専門的職員の配置を継続していく方針です。

① 明石こどもセンターの管轄人口

本市管轄の人口は、2024年度（令和6年度）4月1日時点で306,091人となっています。全国的に人口が減少傾向にある中、子育て施策の推進により本市の人口はここ数年ゆるやかな増加が続いていることから、期間中およそ1%の増加を予想しています。

表81 明石こどもセンターの管轄人口 (単位:人)

人口見込	2029年度4月①	2024年度4月②	増減 (①-②)
明石こどもセンターの管轄人口	309,074	306,091	2,983

② 児童福祉司等※1、児童心理司の配置数

本市では、市町村業務と児童相談所業務を兼務している児童福祉司等を積極的に配置しています。したがって、児童福祉司等配置数は管轄人口や虐待相談

件数に応じて算定される児童福祉司の配置標準（2024年度（令和6年度）は20人）を踏まえた適正な配置が求められます。加えて、今後も児童虐待対応件数の増加が見込まれることから、2029年度（令和11年度）4月の必要配置数を37人（配置標準26人）と見込んでいます。

表 82 児童福祉司等※1、児童心理司の配置数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029年度4月)	現在の整備状況② (2024年度4月)	今後整備すべき 見込み量 (①-②)
児童福祉司等配置数※1	37	35	2
児童心理司の配置数	13	10	3

※1 児童福祉司等配置数：明石こどもセンターにおいて、児童相談所部門及び市町村部門が行う支援に携わる職員の配置総数

③ 児童福祉司スーパーバイザー（SV）の配置数

児童福祉司スーパーバイザーについては、児童福祉司の配置数に対する標準的な配置ができていない状況ですが、令和11年度までに解消できるよう計画的な育成を行っていきます。

表 83 児童福祉司スーパーバイザー（SV）の配置数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029年度4月)	現在の整備状況② (2024年度4月)	今後整備すべき 見込み量 (①-②)
児童福祉司 SV の配置	6	3	3

④ 医師・保健師の配置数

医師については、2024年度（令和6年度）4月において、常勤1名、非常勤1名が配置されており、保健師についても6名配置されています。医療的な専門知見に基づいた対応を行うため、今後も常勤医師1名以上の配置及び保健師複数名の配置を維持していく計画です。

表 84 医師・保健師の配置数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029年度4月)	現在の整備状況② (2024年度4月)	今後整備すべき 見込み量 (①-②)
常勤医師の配置数	1	1	0
保健師の配置数	6	6	0

⑤ 弁護士の配置数

弁護士については、常勤職員2名が配置され、法的なサポート体制が確立されています。司法審査等を含めた法的手続きや法的見地に基づいたサポートを継続していくため、今後も複数の配置を維持していく計画です。

表 85 弁護士の配置数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029年度4月)	現在の整備状況② (2024年度4月)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
弁護士職員の配置数	2	2	0

⑥ 明石こどもセンターの第三者評価

本市における児童相談所は1箇所となっていますが、現時点において第三者評価は実施していません。児童福祉法では努力義務とされていますが、児童相談所業務の質の向上に向け、計画期間中に実施する計画です。

表 86 第三者評価実施施設数 (単位:箇所)

評価資源	計画期間における必要量① (2029年度末)	現在の整備状況② (2024年度末)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
第三者評価実施施設数	1	0	1

⑦ 専門研修の受講者数（合計）

職員への研修については、新たに任用された児童福祉司の専門性の向上を図るための児童福祉司任用後研修や新たな専門資格であるこども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を図るために、必要な養成研修の受講を計画的に進めていく必要があります。

表 87 専門研修の受講者数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029年度末)	現在の整備状況② (2024年度末)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
児童福祉司任用後研修	15	0	15
こども家庭ソーシャルワーカー養成研修	5	0	5

⑧ 専門職採用者数（合計）

専門職員の採用については、市の全体的な採用計画に基づいて行っているた

め、明石こどもセンター職員への配置に限定した採用は行っておりませんが、本計画では新たに配属される専門職員数を見込んで計上しています。

表 88 専門職採用者数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度末)	現在の整備状況② (2024 年度末)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
専門職採用者数	15	0	15

(4) 資源の整備・取組方針等

① 明石こどもセンターの管轄人口(表 89) (単位:人)

※各年度 4 月 1 日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
明石こどもセンターの管轄人口	307,001	307,519	308,038	308,556	309,074

② 児童福祉司、児童心理司の配置数

管轄内人口は緩やかな増加を予想していますが、虐待対応件数は今後も徐々に増加していくものと想定しています。それに伴い国が示す児童福祉司及び児童心理司の標準配置数も増えるものと思われますが、市町村業務と児童相談所業務、さらにはこども家庭センターとの一体的な運営による総合的な支援を継続していくため、児童福祉司等についてはこれまでの方針どおり国の配置基準を踏まえた適正な配置を維持していきます。

表 90 児童福祉司等の配置数 (単位:人) ※各年度 4 月 1 日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
児童福祉司等配置数※1	35	36	36	37	37
児童心理司の配置数	11	12	12	13	13

※1 児童福祉司等配置数：明石こどもセンターにおける児童福祉司及びこども家庭センターに配置され児童福祉司と同様の支援を行う（児童福祉司として任用可能な）職員の配置総数

③ 児童福祉司スーパーバイザー (SV) の配置数

児童福祉司の指導・教育を担うスーパーバイザーについても資格認定には一定の経験年数を要することから、計画的な研修受講による人材育成を行い、職員の資質向上及び体制の強化に努めています。

表 91 児童福祉司 SV の配置数 (単位:人) ※各年度 4 月 1 日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
児童福祉司 SV の配置数	4	5	5	6	6

④ 医師・保健師の配置数

医師と保健師の連携による医療的見地や専門的な視点からのアセスメントとケースワークを継続していくため、医師・保健師の常勤配置を維持していきます。

表 92 医師・保健師の配置数

(単位:人) ※各年度 4 月 1 日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
常勤医師の配置数	1	1	1	1	1
保健師の配置数	6	6	6	6	6

⑤ 弁護士の配置数

一時保護の司法審査やその他の法的手続き、アセスメントやケースワークへの法的見地からのスーパーバイズなどによる職員への支援を継続していくため、常勤弁護士職員の複数配置を維持していきます。

表 93 弁護士の配置数

(単位:人) ※各年度 4 月 1 日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
常勤弁護士職員配置数	2	2	2	2	2

⑥ 明石こどもセンターの第三者評価

明石こどもセンターにおける第三者評価については、2025 年度(令和 7 年度)を目途に開始し、評価結果を踏まえた、職員配置や人材育成などによる必要な体制の整備と機能強化に取り組んでいきます。

表 94 第三者評価実施施設数

(単位:箇所) ※各年度 3 月 31 日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
第三者評価実施施設数	1	-	-	1	-

⑦ 職員研修の受講者数

児童福祉司の専門性の向上と子どもの権利擁護の更なる推進を図るため、児童福祉司任用後研修をはじめとする職員の専門性強化を図るための研修について、積極的な受講を推進するとともに、新たな専門資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進し、子どもや家族への専門的な支援の強化を図っていきます。

表 95 専門研修の受講者数 (単位:人) ※各年度3月31日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
児童福祉司任用後研修	3	3	3	3	3
こども家庭リーシャルワーカー養成研修	1	1	1	1	1

⑧ 専門職採用者数

福祉職員をはじめとする専門職の採用については、市の全体的な採用計画に基づいて行っているため、明石こどもセンター職員への配置を前提とした個別の採用は行っておりませんが、児童相談所の機能強化に向けて、国や周辺地域の動向を注視しながら将来を見据えた計画的な配置を行うため、引き続き人事当局と調整を行っていきます。

表 96 専門職採用者数 (単位:人) ※各年度3月31日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
専門職採用者数	3	3	3	3	3

(5) 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・明石こどもセンターの管轄人口
- ・児童福祉司等、児童心理司の配置数
- ・児童福祉司スーパーバイザー（SV）の配置数
- ・医師・保健師の配置数
- ・弁護士の配置数
- ・明石こどもセンターの第三者評価
- ・こども家庭福祉行政に携わる明石こどもセンター職員における研修の受講者数
- ・専門職採用者数（割合）

【参考】代替養育を必要とする子どもの見込みの算出方法

資料1 入所期間に着目した推計値の算出方法について

1. 令和6年4月1日時点における代替養育を必要とする子どもの数 (単位:人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳～就学前	1	3	1	1	0	5
学童期以降	0	33	21	15	6	54
合計	3	36	23	17	6	62

2. 施設入所している子どものうち、里親委託が必要な子どもの数 (※)

(単位:人)

	乳児院	児童養護施設	合計
3歳未満	1	0	1
3歳～就学前	0	3	3
学齢期以降	0	24	24
合計	1	27	28

※施設入所している子どもであって次のア～エのいずれかに該当するもの

- ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児
- イ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児
- ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児
- エ 児童養護施設に3年以上措置されている学齢期以降の子ども

3. 2を反映させた場合の代替養育を必要とする子どもの数 (※)

(単位:人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	1	0	2	2	0	3
3歳～就学前	1	0	4	4	0	5
学童期以降	0	9	45	39	6	54
合計	2	9	51	45	6	62

※2で算出した数を1の乳児院及び児童養護施設の子ども数から減じ、里親委託子ども数に加える

●年齢区分別・施設別の分布率

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	1.6%	0.0%	3.2%	3.2%	0.0% 4.8%
3歳～就学前	1.6%	0.0%	6.5%	6.5%	0.0% 8.1%
学童期以降	0.0%	14.5%	72.6%	62.9%	9.7% 87.1%
合計	3.2%	14.5%	82.3%	72.6%	9.7% 100.0%

4. 代替養育を必要とする子ども数の推計値 73 人に3の分布率を反映 (単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	1	0	2	2	0 3
3歳～就学前	1	0	5	5	0 6
学童期以降	0	11	53	46	7 64
合計	2	11	60	53	7 73

●措置・委託率

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	33.3%	0.0%	66.7%	66.7%	0.0% 100.0%
3歳～就学前	16.7%	0.0%	83.3%	83.3%	0.0% 100.0%
学童期以降	0.0%	17.2%	82.8%	71.9%	10.9% 100.0%
合計	2.7%	15.1%	82.2%	72.6%	9.6% 100.0%

資料2 ケアニーズに着目した推計値の算出方法について

1. 令和6年4月1日時点における代替養育を必要とする子ども数 (単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	2	0	1	1	3
3歳～就学前	1	3	1	1	5
学童期以降	0	33	21	15	6
合計	3	36	23	17	62

2. ケアニーズ（次のア～キ）別の子ども数

- ア 子ども自身が里親委託を望んでいないので施設でケアが適切と考えられる
- イ 発達上の支援課題（障害等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- ウ 医療的ケア上の課題を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- エ 心理的課題（家庭環境への拒否等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- オ 家庭復帰を予定しているため里親委託に変更するよりは、引き続き施設でのケアが適切と考えられる
- カ ア～オ以外の理由により施設でのケアが適切と考えられる
- キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある

● 3歳未満

(単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
オ	1	0	0	0	1
カ	1	0	0	0	1
キ	0	0	1	1	1
合計	2	0	1	1	3

● 3歳～就学前

(単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
イ	1	0	0	0	1
オ	0	3	0	0	3
キ	0	0	1	1	0
合計	1	3	1	1	5

● 学齢期以降

(単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
ア	0	9	0	0	9
イ	0	5	0	0	5
エ	0	5	0	0	5
オ	0	6	0	0	6
カ	0	1	0	0	1
キ	0	7	21	15	6
合計	0	33	21	15	6
					54

3. 施設で暮らす子どものうち、「キ 里親委託が望ましい」年齢区分別・施設種別子どもの数

(単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	合計
3歳未満	0	0	0
3歳～就学前	0	0	0
学齢期以降	0	7	7
合計	0	7	7

4. 3を反映させた場合の代替養育を必要とする子ども数(※) (単位:人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳～就学前	1	3	1	1	0	5
学童期以降	0	26	28	22	6	54
合計	3	29	30	24	6	62

※3で算出した数を1の乳児院及び児童養護施設の子ども数から減じ、里親委託子ども数に加える

●年齢区分別・施設別の分布率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	3.2%	0.0%	1.6%	1.6%	0.0%	4.8%
3歳～就学前	1.6%	4.8%	1.6%	1.6%	0.0%	8.0%
学童期以降	0.0%	42.0%	45.2%	35.5%	9.7%	87.2%
合計	4.8%	46.8%	48.4%	38.7%	9.7%	100.0%

5. 代替養育を必要とする子ども数の推計値73人に4の分布率を反映 (単位:人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳～就学前	1	4	1	1	0	6
学童期以降	0	31	33	26	7	64
合計	3	35	35	28	7	73

●措置・委託率

	乳児院	児童養 護施設	里親+F H		合計
			里親	F H	
3歳未満	66.7%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0% 100.0%
3歳～就学前	16.7%	66.6%	16.7%	16.7%	0.0% 100.0%
学童期以降	0.0%	48.4%	51.6%	40.6%	11.0% 100.0%
合計	4.1%	47.9%	48.0%	38.4%	9.6% 100.0%

【参考】用語集

	用語	説明
あ 行	アウトリーチ	手を伸ばすという意味の英語から派生したことばで、支援者自らが当事者のところへ出向いて支援することをいう。
	アセスメント	適切な支援のために、対象者の状態や状況を分析・評価すること。
	アドボカシー(アドボケイト) 【子どもアドボカシー】	アドボカシーとは「擁護・代弁」の意味を持ち、意見や考えを表明できるようにサポートし、その実現を支援する仕組みのことで、アドボカシーを実践する人を「アドボケイト」という。子どもアドボカシーとは、子どもが話したいことを自ら話せるように支援したり、必要な場合には、子どもの依頼または承諾を得て子どもの思いや意見を代わって表明することをいう。
か 行	ケアニーズ	望ましい発達、生活状況、健康状態等の達成のために支援を受ける必要性のこと。
	子どもの最善の利益	子ども個々に検討されるべきことで、包括的に説明することが困難な概念であるが、概ね子どもが体、心、社会的な発達を保障されること、差別されないこと、自分の意見を表明できること等、子どもの権利条約に記載されている内容が保障されていることをイメージしていただくとよい。
さ 行	児童自立生活援助事業	子どもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された子ども等、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う事業。児童自立生活援助の実施場所は、次のいずれかに該当する場所及び対象者の居宅とし、場所によりⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型がある。 Ⅰ型：自立援助ホーム

		Ⅱ型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 Ⅲ型：小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）又は里親（親族里親を除く）の居宅
	ショートステイ	児童の保護者が、育児不安・疲れ、出産、仕事、冠婚葬祭等により、一時的に家庭において養育できない場合等に、里親、児童福祉施設等で養育を行う子育て支援サービス。
た 行	特定妊婦	児童福祉法において「出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と定義されている。背景には、予期せぬ妊娠や経済的な不安、若年妊娠、虐待、DV、精神疾患など、さまざまな困難がある。
	トワイライトステイ	児童の保護者が仕事等により自らの家庭等において児童を養育することが困難となった場合に、日帰りで里親、児童福祉施設等で児童の養育を行う子育て支援サービス。
は 行	パーマネンシー保障	永続的な家族関係をベースとした育ちの場において、特定の大人との関わりを基盤とした安定的な養育環境を保障することである。
	フォスタリング（機関）	里親のリクルートから里親登録、子どもと里親家庭とのマッチングから養育中、里親委託措置解除後に至るまでの一連の過程における、さまざまな里親支援のこと。また、その事業を包括的に実施する機関をフォスタリング機関という。
	ペアレントトレーニング	子どもとのより良い関わり方を学ぶ保護者向けのプログラム。もともとは知的障害や発達障害の子どもを育てる家庭向けに開発されたが、現在は幅広い目的や方法で展開されている。
や 行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。ヤングケアラーが行っている家事や家族の世話は多岐に渡るが、一般に多いのは食事の準備や掃除、洗濯といった家事、見守り、きょうだいの世話、目の離せない家族の励ましなどの感情面のサポートなどが多い。

	要保護児童対策地域協議会 (要対協)	保護者の養育が適切でないと懸念される児童「要保護児童」に対する支援を目的とし、学校、児童委員、自治体などの教育や児童福祉に関する事務を行う団体などで構成され、要保護児童や保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行っている。
--	-----------------------	---